議案第171号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和６年９月４日

福岡市長　髙　　島　　宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

１　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損　害　賠　償　の　相　手　方	損 害 賠 償 額
[redacted]	516,957円

２　事件の概要

令和５年11月７日午後６時頃、相手方[redacted]氏が、市内城南区鳥飼六丁目５番９号付近の市道を自転車で走行中、当該市道に設置されていた側溝にすき間が生じていたため、当該箇所に車輪が落ち込み、同人が転倒して負傷し、損害が生じたものである。